

【前期 第一問】

甲は、手の平で患者の患部をたたいてエネルギーを患者に通すことにより自己治癒力を高めるという「シャクティパット」と称する独自の治療(以下「シャクティ治療」という)で、信者からの信望を集めていた。

ある日、甲の信者の1人であるAが脳内出血で倒れて、病院内で点滴治療を受けていた。その際、A本人から携帯電話で甲にシャクティ治療の依頼があった。そこで甲は深夜に、未だ痰の除去や点滴等の医療措置が必要な状態にあるAを病院から自宅まで運んだうえ、Aの治療を試みたが、翌日にはAの症状が悪化して危機的な状況に陥った。甲はこのままAを自宅内に放置すれば死亡するかもしれないと思ったが、シャクティ治療の失敗が判明するのを恐れて、Aが死んでもやむを得ないと考え、その後もシャクティ治療をAに施すにとどまりAに必要な医療措置を受けさせなかった。そのためAは数時間後に痰による気道閉塞に基づく窒息により死亡した。

甲の罪責を検討せよ。

参考判例:最高裁平成17年7月4日第二小法廷決定